



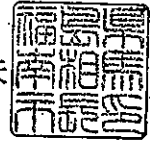
南相馬市告示第231号

本市の区域内の字の区域を別紙のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から生ずる。

令和4年12月26日

南相馬市長 門馬 和夫



## 変 更 調 書

番号	編入する字名	同左に編入される区域	
①	原町区深野 字西ノ内	原町区深野 字竹ノ内	115-4、隣接する水路の一部
②	原町区深野 字西ノ内	原町区深野 字木戸内	13-3、68-2の一部
③	原町区深野 字西ノ内	原町区深野 字関場	68-1、69-1、71-4、80-5
④	原町区深野 字関場	原町区深野 字西ノ内	44-1の一部、44-2、155-2の一部
⑤	原町区深野 字木戸内	原町区深野 字仲ノ内	34-4、38-6
⑥	原町区深野 字木戸内	原町区深野 字力石	25-2、25-8、40-1
⑦	原町区深野 字力石	原町区深野 字木戸内	32の一部、68-2の一部
⑧	原町区深野 字仲ノ内	原町区深野 字木戸内	68-2の一部
⑨	原町区深野 字宮前	原町区深野 字木戸内	75の一部
⑩	原町区深野 字本内	原町区深野 字館	53-5、74-2、85-6、95-8、106-7
⑪	原町区深野 字本内	原町区深野 字川原	85-2
⑫	原町区深野 字本内	原町区深野 字百目木	20-7、25-1、25-4、37-1
⑬	原町区深野 字川原	原町区深野 字本内	53の一部、54の一部、56の一部、102の一部、128の一部